プロの診断・アドバイスであなたのお店が大繁盛!

令和4年度

繁盛店

改善実例は中面へ!

経験豊富な専門家が貴店を訪問し、
集客力アップのための無料の店舗診断・アドバイスをします。
アドバイスを基に店舗改善・開店をする場合は、助成金を交付!

◎ 助成金交付には審査があります
◎ アドバイスのみ受けたい方は、「ビジネスサポートサービス」をご利用ください。

助成金交付までの流れ

申 込（裏面の申込書をお送りください）
→ 専門家派遣（10時間程度の店舗診断）
→ 助成金申請
→ 書類審査
→ 改善等の実施
→ 助成金交付

申込期間	令和4年 5月2日(月)～10月31日(月)
募集件数	50件（予定／先着順）
申込資格	区内の飲食店・小売店・サービス業店※（個人事業主または中小企業） ※風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律適用業種を除く
問合せ申込先	公益財団法人 大田区産業振興協会 経営支援セクション 取引拡大チーム 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 TEL：03-3733-6476　FAX：03-3733-6459 Email：akinai@pio-ota.jp

助成金は最高50万円

対象経費のうち1/2に相当する額を交付します

交付対象店舗及び金額は、審査の上決定します。予算に限りがあるため、交付金額が申請額に満たない場合があります。

対象経費

- ◎店舗内外装工事費用
- ◎広告制作・発送費用
- ◎広告宣伝費用
- ◎新製品・サービス開発に関わるコンサル等の費用
- ◎外国人おもてなしに関わるメニュー翻訳等の費用

※事業案件ごとに審査致します。※備品に関しては別途説明致します。

裏面の申込書に記入の上、郵便またはFAXでお送りいただくか、
産業振興協会HPから申込書を入手し入力の上、メールで送付してください。

公益財団法人 大田区産業振興協会

大田区　繁盛店創出　検索

老舗洋菓子店 フラマリオン

住 所 〒146-0085 大田区久が原3-37-7

1959年創業の老舗洋菓子店として半世紀の長きに亘り、伝統を重んじながらも、常に近未来を見据えた自店の立ち位置を確認しつつ、新しい菓子作りと販売方法に日々工夫を凝らしています。

BEFORE

専門家のアドバイス

❶ **店内照度の向上及び、LED化による客単価増を図る**

❷ **店外エントランスの改善、店名ロゴ入のテント設置及び、ウィンドウディスプレイの立体陳列化により認知率をアップして客数増を図る**

Point アクリルボックスを活用した立体的なディスプレイ!

AFTER

オーナー様の声

店内の**全照明器具25か所を交換**し、**商品が見やすくなり、売上アップに貢献**されてます。販売員も明るい雰囲気で楽しく働いております。**店名入りテントを設置**し、その下にテーブルと椅子を置いて、**落ち着いた雰囲気でケーキをお召し上がれる場所の提供**をすることができました。ウインドウのディスプレイ台も、**表現が立体的になり季節の商品を目立たせる**ようになりました。

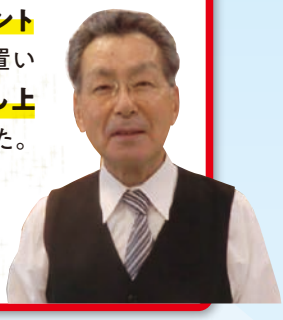

創作和食 零 ~Zero~

住 所 〒144-0055 大田区仲六郷2-12-7 ゲストハウス代田102

この地に開業して8年、ちょっと贅沢したい時に利用され、地元で必要とされているお店です。コロナ禍で始めた「うな重」のお持ち帰りが、人気商品となっているのも地元で愛されている証拠だと言えます。

落ち着いた雰囲気に

BEFORE

専門家のアドバイス

❶ **店舗コンセプトを表現出来る外観への改装**

❷ **安全性が確保される引き戸への変更**

❸ **外観とイメージが統一される店内クロスの張替え**

❹ **テイクアウト新規需要獲得のための懸垂幕の設置**

Point
引き戸に変更し、お客様の安全を確保!

AFTER

オーナー様の声

お客様や近隣の住民の方から、**外観イメージ変更の良い評判を頂戴しています**。特に、**引き戸にした意味（以前の開き戸の危険性）をお伝えする**と良い反応が多く感じ取れました。引き戸がガラス戸のため**レジ周りも自然光が入り明るくなりました**。掲示物が多く何を伝えたいかわからないなどの点も改善しました。

基本情報および注意事項

お申込みいただく前に、**必ずご確認**ください。

事業目的

集客力アップのために、経験豊富な専門家と相談しながら最善な方法を決め、助成金を使って店舗を改善実施する事業です。個店が繁盛することで、周りにも波及効果をもたらし、町全体を活性化していくことを目的としています。

※既存物の修理改善は対象外としております。

申込期間：令和4年5月2日（月）～令和4年10月31日（月）

募集予定件数50件に達し次第締め切ります。

申込資格

☐ **大田区内の飲食店、小売店、サービス業店**

☐ **既に営業しているか開業予定の個人事業主または中小企業の店舗**

個人又は中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者（NPO 法人は含まれません）又は会社法第２条第１項に規定する会社（大会社を除く）、有限責任事業組合契約に関する法律第３条に規定する営利を目的とする有限責任事業組合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する法人のうち、基本財産５千万円以下又は従業員数 50 人以下の収益事業を営む団体等であって、大田区に店舗を有する者または大田区内に店舗の開業を予定する者とする。ただし、風俗営業法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第２条第１項に規定する業種の店舗は事業対象としない。

※過去に本事業の適用を受けた（派遣された専門家から改善提案書を受けている）**事業者様は申請することができません。**

助成対象費用

派遣された専門家から提案されたものであり、且つ、下記の費用が対象になります。

（1）壁紙、床、棚等の店舗内装工事費用

（2）下記に記した店舗改装効果を高める備品購入費

◎暖簾　◎テーブル（接客用）
◎椅子（接客用）◎ソファー（接客用）
◎カーテン　◎絨毯　◎照明器具
◎展示用途器具（マネキン、ショーケース、棚、展示台）

（3）看板及びテント等の店舗外装工事費用

（4）チラシ、ダイレクトメール、ポスター等の広告制作・発送費用

（5）ホームページ作成、検索エンジン登録、雑誌掲載等の宣伝広告費用

（6）新商品・新サービス開発に関るコンサル等の費用

（7）外国人おもてなしに関るメニューの翻訳等の費用

（8）その他、理事長の認めるもの（**既存物の原状回復を目的とするものは除く**）。ただし、上記のうち、PiO デザイン工房等の当協会の事業を利用する場合は対象外とする

☐ 審査結果を受けて、採択通知後に工事、購入、広告等の改善をしていただきます。**採択前に実施したものは、助成対象になりません。**

☐ 申請受付後、１か月程度で審査の結果を通知いたします。ただし、受付状況により、通知が遅れる場合がございますので、ご了承ください。

☐ 工事、購入、広告等は、できる限り大田区の事業者をご利用いただきますようお願いいたします。

FAX 03-3733-6459

別記第１号様式（第３条）

年　　月　　日

（あて先）公益財団法人大田区産業振興協会理事長

繁盛店創出事業申込書

繁盛店創出事業において専門家派遣を受けたいので、以下のとおり申請します。

フリガナ 申込者氏名		業種			
ご　住　所					
企　業　名 屋　　号		電話		ＦＡＸ	
代表者名 （個人の方は不要）		E-mail			
担当者名 （個人の方は不要）		ＵＲＬ			
開　店　日	年　　月	定休日			
営業時間					
お店の特色					
当事業利用を希望する理由 （悩みや助成金を活用した改善計画等）					
派遣を希望する専門家名	QRコードを読み取ると、繁盛店創出の専門家をご覧いただけます。希望があれば専門家名をご記入ください。				

大田区暴力団排除条例に基づく確認（チェックがない場合、事実と相違する場合はお申込みをお断りする場合があります。）

☑ 当社（私）は、暴力団又は暴力団関係者に該当しません。また、本事業への申し込み又は内容は、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することが、現在及び将来にわたってありません。

2022.5